

議員提出議案第5号

地方財政の充実・強化を求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成30年6月29日

提出者 飯塚市議会議員 道 祖 満

賛成者 飯塚市議会議員 光 根 正 宣

〃 兼 本 芳 雄

〃 川 上 直 喜

〃 永 末 雄 大

〃 江 口 徹

〃 吉 田 健 一

〃 福 永 隆 一

〃 坂 平 末 雄

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。
- 4 地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。
- 5 自治体基金は、財政調整や特定目的のために積み立てられているものであり、当該自治体の財政に余裕があっても積まれるものではない。従って、自治体基金の残高を理由に交付税の削減等を強行しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第 6 号

少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を
求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 2 9 日

提 出 者 飯塚市議会議員 道 祖 満

賛 成 者 飯塚市議会議員 光 根 正 宣

 〃 兼 本 芳 雄

 〃 川 上 直 喜

 〃 永 末 雄 大

 〃 江 口 徹

 〃 吉 田 健 一

 〃 福 永 隆 一

 〃 坂 平 末 雄

少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書 (案)

35 人以下学級について、小学校 1 年生、2 年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による 30 人から 35 人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることのあらわれであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人から 30 人を挙げています。国民も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2019 年度政府予算編成において下記事項の実現を求めます。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第7号

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成30年6月29日

提出者	飯塚市議会議員	道祖満
-----	---------	-----

賛成者	飯塚市議会議員	光根正宣
-----	---------	------

〃	兼本芳雄
---	------

〃	川上直喜
---	------

〃	永末雄大
---	------

〃	江口徹
---	-----

〃	吉田健一
---	------

〃	福永隆一
---	------

〃	坂平末雄
---	------

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書（案）

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマークおよびそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都をはじめ、導入を検討・開始している自治体が増えている。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格（JIS）として制定され、国としての統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマークおよびヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところである。

よって政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマークおよびヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマークおよびヘルプカードの普及や理解促進の取組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員提出議案第8号

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成30年6月29日

提出者	飯塚市議会議員	道祖満
-----	---------	-----

賛成者	飯塚市議会議員	光根正宣
-----	---------	------

〃	兼本芳雄
---	------

〃	川上直喜
---	------

〃	永末雄大
---	------

〃	江口徹
---	-----

〃	吉田健一
---	------

〃	福永隆一
---	------

〃	坂平末雄
---	------

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書（案）

昭和２３年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は平成８年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約２５，０００人。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは１６，４７５人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

記

- １ 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- ２ その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- ３ 旧法改正から２０年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。